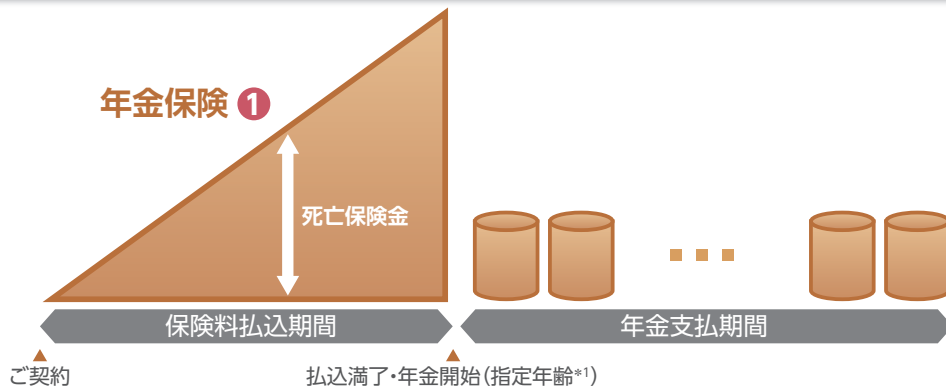


年金保険

計画的に将来必要な資金を準備できる保険



*1 指定年齢とは保険期間を選択する際にご指定いただく年齢のことをいい、「保険料払込期間」が満了する年齢となります。

ポイント

1

将来必要な資金等を計画的に準備できます！

ポイント

2

一般生命保険料控除とは別枠で「個人年金保険料控除」を受けられます！

※個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合に限りです。

ポイント

3

年金開始時に年金開始時期を繰延べたり、受取期間・年金種類を変更できます！②

※申出時に当社が各制度を取扱っていない場合は利用できません。

主な
取扱
条件等^{*2}

主な保障内容	年金額			
	最低年金額	最高年金額		
年金・ 死亡一時金・ 死亡保険金	〈保険料払込期間15～19年の場合〉 5年確定：年金額72万 10年確定：年金額48万 15年確定：年金額36万 もしくは、 月払保険料1.2万円(年払保険料14.4万円) かつ年金額12万円を満たす年金額	〈保険料払込期間20～45年の場合〉 5年確定：年金額72万 10年確定：年金額48万 15年確定：年金額36万 もしくは、 月払保険料1万円(年払保険料12万円) かつ年金額12万円を満たす年金額		
6,000万円				
契約年齢範囲	保険期間		更新	付加できる特約
7～65歳	〈保険料払込期間〉 22～75歳(1歳きざみ)・ 80歳払込満了	〈年金支払期間〉 5年・10年・15年	不可 解約払戻金 ^③ 有	●保険料払込免除特約 ^④ 配当金 ^⑤ 有配当(積立配当方式)

*2 代表的な取扱条件等を記載したものであり、契約内容・契約年齢・診査方法等によっては、上記の記載内容と異なる場合があるため、詳しくは取扱担当者にご確認ください。

※当資料における年齢は、満年齢で記載しております。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。

- 保険金等のお支払事由に関する制限事項やお取扱いできない事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」(裏面)を必ずご確認ください。
- 当資料の●付数字につきましては、「ご検討に際してご留意いただきたい点」(裏面)の該当箇所を示しておりますので、あわせてご確認ください。



日本生命保険相互会社

NISSAY

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などをご希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

年金等のお支払いについて

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする年金等の内容	お支払いする金額
年金保険 ①	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存されているとき	年金	年金額
	年金開始日以後に死亡されたとき	死亡一時金	所定の金額
	年金開始日前に死亡されたとき	死亡保険金	所定の金額

2 年金の支払期間・種類等の変更について

- 年金開始の手続きの際に申出ることにより、所定の範囲内で、年金の支払期間の変更(5年確定年金/10年確定年金/15年確定年金)、年金の種類を10年保証期間付終身年金に変更、第1回年金支払基準日を最長5年間繰延べができます。
- 年金の支払期間の変更にあたっては、申出時に当社が取扱っている年金の支払期間に限ります。なお、支払期間を変更した場合は、年金額もあわせて変更されます。
- 次に該当する場合、年金種類の変更はできません。
 - ・年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・ご契約時に選択した年金開始年齢(指定年齢)が当社の定める範囲外となる場合
- 年金種類の変更・第1回年金支払基準日の変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合には、利用できません。

3 解約払戻金について

- 解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。(解約払戻金額は保険種類等により異なります。)
- 解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差し引いてお支払いします。

4 保険料払込免除特約について

- 所定の3大疾病[がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中]になられたとき、所定の身体障がい状態に該当し、1～3級の身体障がい者手帳が交付されたとき、または公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態・所定の要介護状態になられたとき、将来の保険料のお払込みが免除されます。[がん(上皮内新生物等)に該当した場合は対象外]

5 配当について

- 配当金は、当社所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。この利率は、金利水準等により変動することがあります。
- 当社の決算状況等によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

年金保険の死亡保険金について

- 死亡保険金は、つぎの算式によって計算される金額とします。
(第1回年金額)×(会社所定の率)×(経過年月数/保険料払込期間)
※「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごとと当日の前日までの年月数とします。

高額割引制度について

- 割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。割引適用基準額が5,000万円以上の場合は、さらなる割引の優遇を受けられます。
- 保険金のお支払いや保障内容の見直し等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

個人年金保険料税制適格特約について

- 個人年金保険料税制適格特約を付加することで、お払込みいただく年金保険の保険料が所得税法・地方税法に定める「個人年金保険料」に該当し、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加する場合、年金受取人の変更等のご契約内容の変更はできません。
- 年金保険を含む複数の保険契約を組み合わせたとご契約において、年金保険の減額や年金保険以外の解約・減額をされた場合に支払うべき解約払戻金があるときには、解約時の未払込保険料を控除したうえで、所定の利率により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日まで保険契約が継続したときは年金開始日に年金額を増額します。この利率は金利水準等により変動することがあります。

税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、平成29年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しており、今後税務の取扱い等が変わる場合があります。
- 個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

【当資料に記載の保険商品における「がん」の表記について】

- ※「がん(悪性新生物)」は、約款に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。
- ※「がん(上皮内新生物等)」は、約款に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。
- ※「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。



その他の注意事項

- 当社の定める限度を下回る場合はご契約の一部のみの解約はできない等、所定の制限があります。
- 当資料の記載内容は、平成29年8月現在における取扱条件を前提としています。

引受保険会社

日本生命保険相互会社

本 店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6



NISSAY

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。

(©日本29-H-2353,H29.9.15,営業開発G)

